

### 第3回 元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議 会議録

「委員」	座長	中 林 一 樹
	委員（座長代理）	藤 井 恵 介
	委 員	在 塚 礼 子
	委 員	栗 生 明
「幹事」	企画政策部長	佐 藤 正 子
「事務局」	政策研究担当課長	井 内 雅 妃
	みどり公園課長	佐久間 康 一
	施設管理課長	鶴 沼 秀 之
「会議運営支援業務受託者」	㈩東京ランドスケープ研究所	

開催日：平成26年10月27日（月）

中林座長

それでは最初に配布資料について説明をお願いします。

井内政策研究担当課長

それではまず委員の出席状況報告から始めさせていただきますが、本日委員は欠席なしということで、事務局も全員出席ということで進めさせていただければと思っております。

配布資料についてでございますが、本日お配りしております資料につきましては、次第が1枚目についております。参考資料4といたしまして、第2回検討会議における審議事項のまとめについて、参考資料5といたしまして、元町公園及び旧元町小学校の評価について、という資料をお付けしてございます。参考資料4につきましては、前回同様、前の会議における審議事項のまとめということで、振り返りをさせていただきながら、今回の議論に繋げていきたいという主旨でまとめてございます。

参考資料4をご覧ください。まず、前回の主な検討項目といたしまして、1つは、事業資金面についてということがございました。この中でいろんなご意見が出たところですが、大きなものといたしまして、①～⑦までということで書かせていただいております。この中では、例えば、①でございますが、これまで繰り返してきた暫定活用という形ではなくて、例えば、30年以上というように、ある程度の長期にわたっての保全、活用というのが可能になるような整備改修工事を行うということですか、また、整備改修や校舎の躯体構造に係る維持管理費用を賃借料等と相殺するような形で事業者に一時的にご負担いただくということで、区の財政的な支出を平準化していきたい、というようなことも前回お話をさせていただいたところでございます。次に、③ですが、避難所機能の充実という意味では、現在の建物の耐久性なども含めまして、今後どういったメンテナンスが必要なのかについても確認が必要だろう、またどのような機能、広さ、性能を持った空間とするかについても、防災機能という点で、改めて検討が必要であるといったご意見がございました。

次の④、⑤のあたりが、おそらく今日、それから次回のこの会議体での主な検討事項になってくると思われますが、まず、④の旧小学校校舎につきましては、プロポーザルを実施する際には、残す部分の考え方、また手を入れる部分の考え方や、長期の使用が必要となった場合の工事の概要、どういった工事が必要なのか、またどういったメンテナンスが必要なのかということを示すということです。また、行政需要や社会情勢の変化に伴う用途変更等に関する手続き等も示していく必要がある。それから、公園については、建物の議論が先行している関係で、まだ議論ができていないところですが、保全するという前提のもとではございますが、どういった残し方が必要なのかということにつきまして、遊具や樹木、一体性という観点からの事業者提案を受けながら、公園の保全のあり方についても、具体的なアドバイス等いただければというふうにご覧させていただきます。

それから、⑥につきましては、実際のプロポーザル条件が守られるように、きちっと確認、管理をしていく必要があるというご意見。⑦につきましては、長期の事業整備については、経営的にしっかりした母体であることも想定されますが、その場合においても、起業支援スペースを設けるなど、地元密着のような形での利用も工夫をすべきである、といったようなご意見があったところでございます。2のその他といたしまして、学校と公園の歴史性など、どのような価値があると考えているのかを整理すべきということで、こちらについて本日、参考資料5として、まとめさせていただいたところでございます。また、2023年が関東大震災100年ということで、その際に元町公園と旧元町小学校が一つの会場として活用されるというようなことも、構想として想定されるのではないかと、いったご意見がございました。

続きまして、参考資料5でございますが、こちらについては、前回、どういった評価を考えているのか、具体的に文章で表現するほうがよい、というご意見がありましたので、それに基づきまして、まとめております。こちらについては、公園と学校ということで、過去に実施した公園の調査結果ですとか、様々な参考文献等を参照しながら、まとめているところでございます。この辺りにつきましては、まだ不十分なところもあるかもしれませんが、今回の議論で、この辺りをもう少し膨らませていきたいと考えてございます。

参考資料5の裏面をご覧くださいと思います。最後に、特徴として書かせていただいたところですが、やはり区といたしましては、この震災復興小学校と公園が一体として現存しているという、非常に数少ない事例であって、現在であってもその良好な景観を維持しているということについて、大きな特徴があるということは、十分認識しております。こういったところを大事にしながら、今後どういった形でこの元町公園及び旧元町小学校の保全及び有効活用を検討していけばよいのか、もう少し具体的な方針というか、考え方として、今日以降の議論で詰めていければ、と考えております。説明は以上でございます。

中林座長

はい、ありがとうございました。参考資料4というのは、前回の会議の審議事項ということですが、審議した事項をまとめましたということですね。こんなまとめでよろしいですかね。

それでは、本日の議題ということで、この資料は2枚しかないわけですが、「保全及び利活用に係る考え方について」だけです。時間はたっぷりありますので、懇談会みたいになっちゃうかもしれませんが、少し議論しながら、また資料等についてご意見を伺えればと思います。では、次第1の「保全、利活用に係る考え方について」ということで、事務局から説明をお願いできますか。

井内政策研究担当課長

本日の議題はこれ1本ですが、具体的には、この保全及び利活用に係る考え方についてこちらか

らある程度具体的な説明をさせていただくということと、あとはそれを考えるに至った理由と言いますか、その前提といたしまして、区では、公園と旧小学校について参考資料5にあるような考え方を持っているというところをご理解いただいた上で、もう少し学術的な、専門家のご意見を賜りたいというところがございます。前回の検討会で、区としては、ある程度長期的な利用を前提といたしまして、長期的な利用に耐えうる整備をするということをご説明させていただきました。その際に、次回の検討会議において、もう少しこの辺りを具体的にする検討を進めてほしい、というご意見がありましたので、補足をさせていただければと思います。

まず、防災機能の拡充という観点です。体育館の脇の擁壁の劣化がだいぶ進んでいる状況でございます。体育館の脇の擁壁の整備は防災上、区としては大変重要であると考えており、このため、この擁壁の整備とあわせまして、体育館部分につきましては既存の校舎のコの字型の形状や、公園からの見え方、さらに公園との一体性等に十分配慮をするという上で整備をいたしまして、有効活用を図ることができないか、また、既存の校舎部分につきましても、外壁が一部落ちてきたり、その原因としましては、中の鉄筋が錆びて爆裂等を起こしているということがございますので、長期的な利用を考えた際には、この外壁の爆裂等の対策が必要となってまいります。また、建物本体の配管というところにつきましては相当劣化が進んでいるというようなことから、最新の設備への更新ということも必要になってくると考えてございます。

また、近年、建物の整備に当たりましては、バリアフリー等の対応ということにつきましても、あわせて考えることが通常ですので、そういった対応も今後必要になってくることを考えますと、既存の校舎の部分につきましても、ある程度スケルトン改修のように、抜本的な改修をする必要があるのかな、と想定をしています。一つの事例でございますけれども、こういったことも参考に、いろいろ委員の皆様から率直なご意見等いただければと思っております。次第の1についての説明は以上でございます。

中林座長

はい。口頭で今4点ほどでしょうか、お話があったかと思えます。

資料の5というのは、区としての評価ということで、要するに90年前ですけど、歴史的な遺産とか、90年前ですけど、その歴史性とかそういう価値というのは区としても認めるところですよ、という文章なんですね。

在塚委員

学校のほうの記述が、これでは不十分ではないかという印象を持ったということが一つですね。学校について言うと、復興小学校がある規格でできているので、旧元町小学校の唯一の価値ということではないかもしれないんですけども、やはり今、数も少なくなってきましたし、復興小学校自体の価値と言うんですか、他とも共通する価値をここでもちゃんとっておく必要があ

るのではないかというふうに思っています。鉄筋コンクリートにした震災対応ということだけに留まらず、学校の建物としてのレベルが当時のものとしては高く先進的だったからこそ、あとの学校がそれに追いつくようにしていったこともあって、あんまり特徴が見えなくなっているかもしれませんが、やはりそこが非常に大きな点で、建築計画、平面計画、あと設備的にも。例えば子どもの健康に関わる自然、換気、採光ということも書いてありますけれども、水洗トイレですとかシャワーですとか暖房、設備面のことですか、あと学校のスペース全体が教育的であるようにといった、廊下は単なる廊下ではなく手洗いがあり衛生教育もするような場であったり、子どものコミュニケーションの場であったりといったようなことですか、特別教室の性能が大変いいとか。そういう学校建築としての先進性というのはしっかりしておくべきことではないかと。

規格の高さに基づくレベルと、もう一つこの独自のところがあると思うんですけど、それは私十分には整理していません。一つおもしろいと思っていたことは、復興小学校ではそれまでのような和室の作法室は作らないで理科教育などを重視しようという全体の方針でしたけど、ここはちゃんと和室があるんですね。作法室もある。それも当時の生徒さんたちにとってはすごく印象深かったかと思うんです。復興小学校は、最初の頃は様式的なデザインが特徴でしたが、旧元町小学校は、モダンデザインの先駆けのような位置付けになるのかなとか、その他そういう学校建築としての先進性や特徴についてもう少し書いてほしいなというのが一つです。

もう一つ、特に住宅なんかはそうですけど、建築と言っても物理的存在ということより、そこに住むとかそこで生活をするとかいうことによって、単なる物ではない、人の生活とか人の心にとって切っても切れない、そういう存在になるということが建築の特徴だと思います。場所の特徴と言いますか、そこをやはり踏まえて。復興小学校のもう一つの先進性は、地域の拠点ともなるという、最初から体育館は単なる体育館ではなくて、みんなの集まりの場ということも考えて出入口も付けたりというような計画をしているようですけども、そういうことによって地域、町にとっての意味のあるご記憶の場所といったようなところ。ですから、物としての先進性と、それから、そのあとずっとここにみんなの場所としてあった意味と、両方をここに。プロポーザルの時はどこまで出すかというのはまた別として、ここで書く時にそういうものを書いていただきたいというふうに思っています。

#### 栗生委員

今の在塚先生のお話、私もずっと同じように考えていました。この委員に選ばれてからずいぶん勉強しましたが、勉強すればするほどこの学校の価値というのがよくわかってきました。前回か前々回、中林先生からのお話で、2023年の帝都復興100年のイベント等がもしあるとしたら、その時にこの小学校と公園が一番の舞台になる、それだけの価値があるんだというお話がありました。まさにそうだと思うんですね。ここにしかない希少価値というものがだんだん分かってき

た。藤井先生も言われていたんですけども、私も文化財的な価値を明文化すべきだと思います。今日まとめられていたんですけども、やはり不十分かなというふうに思っています。

ここが一番重要だと思うんですね。この学校の価値をきちんと明文化して文京区の区民の皆さんにも理解していただいた上で、だからこういう利活用をするという流れに持っていかないと、話がちぐはぐになってしまいます。

復興小学校としての旧元町小学校の文化財的価値を考えると、まず一つ目は、旧元町小学校は帝都復興事業としての歴史的事跡であること。つまり史跡的価値があげられます。

震災復興事業としての不燃化を図るとともに科学、衛生、情操教育の向上を図った建築群で、隣接して小公園を設け、体育館の地域社会への開放など、地域コミュニティのコアとしての機能を持ち、大正デモクラシーの思想を先取りしたものが保たれていると考えます。

二つ目に震災復興小学校約140校の中で、現存する極めて希少な事例であることです。

三つ目として、建築史的・美術史的な価値があげられます。大正・昭和初期のモダニズム建築の豊かな思想・意匠を駆使し、子どもの情操に好ましい、控えめですが優れた意匠を用いています。校舎の配置も理想的な南に開いたコの字形で、公園との接続も理想的な形で残されています。また、多くの学校で改築されている体育館がほぼ原型のまま保たれており、建築史的にも重要な価値を持っていると考えます。

四つ目は、周辺に残る多くの戦災を免れた歴史的建造物と連携して「歴史的まちづくり」の資源と位置づけられる価値があることなどです。

こういう価値を一度きちんと整理して、こういう価値があるんだ、ということを前提に利活用、この部分に関してはこういう活用をする、ここの分に関してはこういう利用をするという流れを作っていくということが必要だというふうに思います。

中林座長

藤井先生から何か、補足はありますか。

藤井委員

価値については、区がどのように考えているか、ということとのすり合わせをする必要があると考えています。私の方からはいくつかの例をご紹介します。東京駅ではどうだったか。東京駅は重要文化財です。今回の修理は、膨大な費用で、自己負担でした。現状を大幅に変更しました。特にホテルの内装はイギリスの専門の会社に外注しています。大幅な改装です。重要文化財ですが、民間の企業として収入を得ることが前提です。東京駅を忠実に旧状に復元した時に、それを有効に使えないということは最初から考えていない。そのような選択をしています。事業主体者、所有者が建築の今後をどう考えるか、重要です。用途変更の是非などの判断の選択肢が多様です。事業主体者側の考え方、文化財的価値などを考えて、建築の次のステージに持ってい

くには、何通りかの選択肢があると思います。

お茶の水女子大にも関係しました。2000年頃です。学内で理学部系の先生から校舎を壊して高層ビルにして増床したい、という要望がありました。家政学部の先生から相談されました。こういうことが起きてるけど、私たちはなんとか残したいと。そこで、いくつか戦略を練りました。やはり校舎として使い続けるわけなので、設備系は確実に現代のものに置き換える。古いままの教室を現代的に変える、そう考えました。改造をしています。理学部系の先生方の増床の要求があるので、囲われた校舎の一番後ろ側はやむなく切断撤去して高層化しました。現代の要求にこたえようとする、どうしてもそういうことが起きるんですね。場所がないという問題があったので、それはギリギリの選択だと思います。ですから、文化財としての価値があって、その建物を今後使い続ける必要がある時には、どういう次のステージに建物を持っていくのか、大きな選択肢があります。

旧国立公衆衛生院の建物が今改修されつつあります。現代の施設として有効に使おうと思うと相当に手を入れる必要があります。区からは終わったあとで文化財にしたい、と言われているので、文化財にできるように概念規定を含めて考えています。ですから、近代建築の代表だった建築が改修の時期を迎えたとき、事業主体者、所有者がどういう判断をするのか、我々意見を求められている人で、どうすればもともとの価値を損ねないように、次の用途変更に対応できるか、などなど、多様なケースを考える必要があります。そういう印象を持っています。

#### 在塚委員

この委員会は、文化財にするかの議論をする場ではないということは最初から理解しているんですけども、事業者を募ったりする時においても近年では、文化財であることがブランド価値を高め、より高く評価をされるという面もあるわけですよ。うかがうと、その東京駅の例などもあって、前よりは触っちゃいけないということはないわけですよ。その辺どう判断するかは、私はちょっとまだ十分自分の意見が定まりませんが、できれば文化財指定をしたほうが、どのレベルの指定が可能かわかりませんが、それによって住民もよりこのことを理解するし、もっと全国的にも理解されるので、そのほうが何かと有利ではないかという気持ちがちょっと今のところありますけれど。

#### 栗生委員

東京駅もある時期建て替えということではいろんな案が出ていましたよね。それがあつた時期から、やっぱりあれは歴史的、文化的価値があるんだということで、だんだん市民の意見、学者の意見によって、だんだん復元保存のほうに流れが変わってきました。費用の問題に関してはあれは空中権を利用するという大技をやったわけですけども。

藤井委員

そうそう、そうですね。

栗生委員

外観はほぼ辰野金吾さんが設計した当時のものに戻して。あれは戦災で3階がなくなって2階建になったのを3階に戻す、この分の床面積が増えるのと、相当無理して地下で面積を増やしているんですね。ですから外から見た時には創建時の姿がほぼ実現されていて、内部面積はだいぶ増やす、それから免震装置にするために既存の建物の下に杭を打つ、免震装置を入れるという最新技術でやっているんですね。ですからそういうことも含めて、文化財的な価値があるんだということを前提にいろんな工夫をしていくというのが筋道なんではないかなと。これが経済合理性からいってよりお得ですよみたいな話から始まるのではなくて、まずこれだけの歴史のあるものであって、将来もこれを残すことによって、どんどんこれが価値が増えていくんだということを前提に対応していく。手はいろいろあると思うんですね。

佐藤企画政策部長

事業者としての区で言いますと、この会の最初にお話しいたしましたように、目的は保全と有効活用なんですね。ですから、合理性に立っているわけでもなく、歴史性だけに立っているわけでもないということをご理解いただいていると思っています。100パーセント残す、100パーセント壊すという両極端ではなくて、うまく保全もしながら利活用もして、地域の方にも喜んでいただけるような一体性のあるような活用ができないかというところで、忙しい皆様にも願いをしてお集まりいただいております。もしどちらかということであれば本当にそんな議論は不要で、じゃあ100パーセント残しましょうか、じゃあ100パーセントなくしましょうかだけで済んでしまう。ところがそうはいかないので、なんとかうまく折り合いをつけて、また前回長期利用ということも言わせていただきましたけれども、学校として使用しなくなってからもう15年ぐらい経つんですが、結局次の活用方法も決まらない。一定の整備はしていますけれども、もう壁の爆裂も始まっている、また崖地の課題というの抱えている。きちんと活用を考える時には崖もあわせて考えましょうというのが、ずっと宿題にもなっています。

ですから、この機会を逃さずに、その辺の歴史性と、合理性と言ってしまってもいいのかなんですが、有効活用というところとあわせてぜひご意見いただければというのが、私共の願いなんですけれども。当然価値を認めている方もいらっしやれば、なぜあんなもったいない使い方をと認めていない方も、区民のご意見というのは本当にいろいろなんですね。認めている方たちからのいろいろなご意見というのも当然聞いているんですけれども、なぜあそこをずっとあのままにしているのか、という意見もある。ぜひその辺りは、両面のところで折り合いがつくような形でのご意見をいただければと思っています。

井内政策研究担当課長

すみません。事務局から確認ですけれども。歴史的な事跡であること、それから貴重な残存事例であるということ、このあたりについては、ちょっと記載が薄いということですか。

栗生委員

一度最大限を書き尽くしたほうがいいと思うんですよ。それを前提に、じゃありアリティのある解決をさぐる必要があります。

藤井委員

要するにいろいろな価値をみんな書き出しておいて、次の作戦を練ればよいのではないか。ということで次のステップに進んだらよいでしょう。

在塚委員

先のイメージとしてただ昔のものを守るというふうなものでは全然なく、そういうものと、今とか将来に向けたきらきらした面とが両方あるような魅力的な場所にするという目標と言うのかな。その時に歴史的な魅力というのはものすごく大きい。

先日、最初うかがっていたよりも地下空間が大きいとちょっとうかがって、その辺、もしよかったらご説明お願いできますか。

井内政策研究担当課長

はい。正直言ってお貸しもしてなくて、ただ地下にそういった防空壕のような空間が昔あったということも含めて、あることはわかっているんですが、こちらのほうでも把握がしきれていない部分があるんですね。ただ、いわゆる用務員室みたいな、階段で降りていったところの地下部分は防災倉庫で今使わせていただいたりもしています。

在塚委員

ええ。それぐらいはなんとなく意識してたんですけど、なんかもっと広くあると。

中林座長

床下ですよ。

佐藤企画政策部長

ただそこは誰も入ってない。

在塚委員

床下って天井高がどれくらいあるのかしら。

中林座長

相当ありますね。上から覗いただけだったんですけど。

藤井委員

室内の容積大きさはすごく重要、設計条件とか現状の要件としては非常に重要です。

在塚委員

そうなんです。だからもうちょっとはつきり知りたいなと思って。

中林座長

基礎条件としてね。

佐藤企画政策部長

ただ調べきれてないんですよ。

中林座長

以前の耐震補強をやられた時に断面図みたいなのがありましたよね。

在塚委員

古い図面に出てこない？

中林座長

だから1階って言ってるんだけど、あれは建築構造的には2階の床なんですよ。

下に地下空間。巨大な倉庫か防空壕か。

井内政策研究担当課長

区が直接調査をしているわけではないのですが、耐震改修の際に、順天堂大学が委託した業者が、その時に地下の状況を調べたという報告があります。資料はないのですが、学校自体の延床と言いか建物の面積が4878.89平米あるんですね。今、貸付をしている面積というのは、4240平米ぐらいなので、おそらく地下の面積としてそのぐらいは使える面積なのではないかというレベルではあるんですね。

実際に調べて、このエリアのこれだけが空いているというような図面があるという話ではないんです。ただ、かなりの面積が建物の床として利用可能なのではないかと、というところがありますので、その辺はプロポーザルの条件を固める時までにはきちんと調査をいたしまして、どういった用途に使えるのか、地下なので倉庫や機械室という利用になると思うのですが、そういったところは有利な条件として、出していけるかも、ということは考えてございます。

#### 栗生委員

私はいろんな人から地下建築家と呼ばれているぐらい、地下建築の設計はたくさんやっているんですね。国の施設にしても、地方自治体の施設にしても、地下にしている例が多いんです。

地下にする理由はいろいろあるんですよ。法的な理由で地下にせざるを得なかったりね。それから平等院の鳳凰堂の後ろに建物を建てる時に、新しい建物を建ててしまうと景観的には相反すると言うか、どんなにいいデザインにしてもその世界遺産の前で写真を撮るとその建物が一緒に写っちゃう、そんな話はないだろうと考えました。これは文化庁と長いことやり取りをして、7メートルの丘の中にほとんどの建物を埋めてるんですね。それで、もちろん国宝を土の中に入れてなんたることかということで大変だったんですけども、じゃあこういう景観になってもいいんですかという議論をさんざんしたうえで了解をとって、それが非常に評価を得ているという事例もありますしね。ですから、今ある防空壕だけじゃなくて極端に言うとあのグラウンドの下全部を使って、あるいは復興ミュージアムみたいなものを文京区で立ち上げてもいいぐらいだと、私は思うんです。斜面地だから光もどんどん採り入れることもできますしね。

#### 在塚委員

ルイジアナ美術館なんか本当にうまく地下を使って、緑、上は残しながら潜って作っている美術館で、人気の美術館。世界からお客さんが来ています。公園の下にも防空壕があったという話ですよ。

#### 鵜沼施設管理課長

ちょっといいですか。意図して作った地下と、出所が昭和一桁なり震災復興だとすると、たぶん戦火ですとかそういったことにあわせてレトロフィットで作った地下だとすると、今あるからすぐ使えるということでもないですし。逆にそれはあるから取り入れると言うよりは、すごく些末な話で申し訳ないんですけども、本来の法的な手続きからすると戻さなければいけない空間である可能性もなくはないんですね。有事に防空壕と一体で空間として作って、それが歴史的に放置されて今まできて、そこにスペースがあるからこれはメリットがあるという考え方を否定はしないんですけども、引き継いでいる図書ですとか図面ですとかという資料がないとすると、これはもう背に腹を変えず出現した空間だとすると、意図を持って目的を作った空間であれば栗生先生

がおっしゃるような側面もあるとは思いますが、未来に向けて地下を活用しないということではないと思うんですけど。

その線の評価が定まらない中で、これをこの事業所に提案させることにメリットありというふうに決められるかどうかということが、今決めあぐねているという状態なのです。たぶんデータがあって資料があって手続きを踏んでということがない以上、なかなかそれは意図して作った空間と言うよりは、防空壕との連続性などを少し鑑みますと、やむにやまれずできた空間が必要がなくなったことと共に忘れ去られ、今回縁あって調査をかけた耐震診断の事務所がこんな場所がありました。という感じが一番近いと思ってるんですが。

藤井委員

あそこに何らかのアクションをしようという時に、建築基準法の法規上の問題として、どういう状態かというのをはっきりしておけばいいのですよね。これは、例えば窓が木だと基準法はダメだから、変更しないとイケない。地下も同じですから。これはどういう地下なのかということ、それで記述しておけばいいと思うんです。事実としてあるわけだから。

図面がないのはちょっと不思議ですね。管理されてない場所ということですか。

鵜沼施設管理課長

もともとは東京市が作ったんだと思うんですけど、その後特別区という概念は昭和22年まで待たなければならないわけですから、その間にあったデータというのが、そのままそっくり私たちに引き継がれているわけではないんです。

藤井委員

じゃあ今ある図面は新しく作られた図面ですか。

鵜沼施設管理課長

耐震診断のために起こしたものもありますし、一部残っているものを参考に作っているものもあります。逆に研究されている方の手元にはあっても、区にないというようなものもあるかもしれない。

在塚委員

研究されている方も、地下までは分かってなかったんじゃないでしょうか。

鵜沼施設管理課長

だとすると、やはりもともとの建物を作る時の前提に、最初から意図して作ったと言うよりは、

その後の需要にあわせて出現したので、引き継ぎもされてないし、確たる図面もないということだと。これも予測ですけども、そういう場所だとすると、じゃあそれを使っていいのかどうか、ということもちょっと考えていかなければいけない。

在塚委員

そういうものだったらほかの復興小学校にもありそうな感じもするけど。聞いたことがないから独自なんでしょうか。

佐藤企画政策部長

防空壕がある学校というのは聞いたことがあります。空間の広さだとかはそれぞれ違うと思うんですけど。当時は、戦争もありましたので。

在塚委員

そうですね。こんな大きいのは聞いたことない。

中林座長

復興小学校の大部分が下町の低地にあるので、たぶん深く掘り込むと地下水問題で処理ができなくなってしまう。旧元町小とかいくつか山の手側にあるものは台地にのっていますし、元町は完全に台地にのっていますから、横穴が掘れるような状態です。だから地下を意図的に作った可能性はあるというふうには思います。それから防空壕とおっしゃっているのが、たぶん公園の下の防空壕は本当に戦時体制に入って、防空法ができてといった中で、要するに横穴式に掘っていったやつだと思うんですね。建物の、旧元町小学校の廊下から覗いた地下は、横から掘ってきてあそこに穴が開くわけではないので、なんらかの形で最初から設計しているから柱が立っていて、たぶんそこに土間が打ってあると思うんですね。土間コンみたいな。だから、たぶん2種類あるんだらうと、私は思っているんです。いずれにしても調べてみないことには。地下が結局どうなっているのというのがわからないことには、プロポーザルの条件にするにしろ、しないにしろ。でも、使わないと言っても、あそこの1階は2階の床だと思わなきゃいけないということは示さないといけませんね。あの断面図を見てそう思ったんですよ。

藤井委員

そうですね。荷重の負担の問題もありますので。床スラブだとして、2階のスラブでしたら重いものを置けないとかね。

中林座長

それから配管その他をやり直す時に、床下と言うか地下に空間があるという前提でその設備を考えるかで、まったく違ってきちゃいますから。

だから、やはりあれは1回誰かがちゃんと入ってみたいといけないですね。この間は上から覗いただけだったんですけど。

一度また現場へ行って、ちょっと今回は汚れてもいい格好で、ヘルメットを持って行って、入れるところへ入ってみると。

何が出るかはわからないけど。

藤井委員

文化財系の方法ですと、こういう仕事の時には最初に調査して、所見を書いて、図面とか写真をちゃんと作って、報告書を作るんですよね。今回は、普通の建物という前提でやってるから、それがいいんですよ。

佐藤企画政策部長

地下空間については、把握しているようなしていないような部分があって申し訳ないんですが、当然プロポーザルをかける際には、有効に使えるものであればこういうところもありますよ、使っていただけますよということで提案しなくちゃいけない。補強が必要なのかどうなのかという判断もしておかなければならないというのがありますので。そういった空間も実はあるというところで、この会のご意見としては、もし有効に使えるのであればぜひ地下空間というのは一つ考えてもいいんじゃないかということですよ。それが使えるものなのかどうなのかというのはこちらのほうでまた、宿題にしないといけないという話になるかと思うんですが。

藤井委員

栗生先生も民間の立場に立てば、絶対使いますよね。

栗生委員

絶対使います。今それ言おうと思ったんですけども。要するに、もし私がプロポーザルに応募する立場であれば、景観や、文化財的価値ということを踏まえた上で、あそこに床面積を増やそうと思ったら、地下を使う。使えるところであれば。

それは、使えないところを使えるようにするというのも含めてですよ。今の状態だと十分使えないけれども補強するなり何なりする、あるいは新たに掘ってでも空間を広げることができます。要するに安易に、容積を積み重ねて景観を壊すということではなく解決できます。

佐藤企画政策部長

そこは事業者の提案を求められる部分かなど。そこはいろいろ考えていいですよ、ここは絶対ダメですよというところで提案を募りたいんですね。先程から言っているように、100パーセント壊していいですよには絶対にならないし、100パーセントまったく触っちゃいけませんよというのには絶対ならないという中で、条件をつけて提案をしてみてくださいと。そこで、いくつか挙がってきて、区として選択するというプロポーザル方式ということを考えているんです。その条件付けとして、今回、地下というのはいずれ有効活用すべきだということをご意見としてはいただいていますので、プロポーザルまでにそういった見解をまとめていきたい。地下の部分は確認しなきゃいけないという宿題はあるんですけど。

例えば、地下空間もありますよということでどういう提案が出てくるか。どういう使い方をしたいということや、こういうふうに工夫しますとか、こっちでこうしますみたいな、そういった提案をいただく上で条件付けのために、様々なご意見をいただきたいというのがあるんですね。そこはプロポーザルをする側として示す責任があると思っております。

栗生委員

建築側の提案からすると、ああいうふうに使っている建物だと、既存の防空壕があろうがなかろうが地下を使うという提案はあり得るんですよ。十分。

特に防空壕だったところを使っているというストーリーはものすごくインパクトがある。もしあればね。こういう使い方をして、こういう使い方もしてきて、それでこういうふうになっているということをごきちんと言えというのも歴史の証言ですから。

井内政策研究担当課長

まさにそのあたりは、この委員会での考え方をまとめた上で、プロポーザルの選定委員会の中で、歴史性や文化性の配点をどのぐらいにするか、その評価のあり方、そういったところに関わってくるというご示唆をいただいているというふうに思っているんですね。なので、そういったところの基本的な考え方が、この検討会の中で少しずつ詰めていければ、プロポーザルの時にはもう少し詳細な調査をかけた上で、地下の有効面積としてこれだけ使えます、そういったところの提案も可とし、景観上の配慮等もどういう事業者提案が出てくるかというところは非常に重要な点だと思っています。

中林座長

文化的価値あるいは歴史的価値という話から始まったんですけども、基本的には建物として言えば小学校の、まさに今見える部分の建物というものが街並み形成を含めて非常に重要であると。その文化性を認めて、極力あの形を修復する、東京駅ほどお金は掛けないにしても復元するんだ

と。ですからモルタルも全部、屋根の、その防水もある意味では全部やり替えて、躯体は生かして、もとのデザイン性というのを重視して、きちんと復元して、それが価値を持つ。

実はその価値って誰が持つかというと、私は文京区が持つんだと思うんです。文京区自身がこの建物に対してこういう価値があるんだということを言わない限り、それは誰も責任持たないことになっちゃうんですよ。

だから地下なりを使うことが重要になってくる。これから投資して30年、それ以上使うための整備をする、それを賃貸料と相殺するということですが、その相殺の仕方に関わってくるんです。文化性という価値を区が持てば、たとえば100万円掛かったところ、文化性を維持したということで区が30万は自分の負担として持つと、70万円で相殺することになる。だから文化性の価値を見いだして区がどこまで持つかということにかかってくるんだと、私は思うんですね。整備で掛かったお金を全部区が持つと言ってしまうと家賃がどんどん上がっていくので、逆に言えばそんな投資はしないということを事業者側から言うことになるかもしれない。でもその魅力性というのも区が示して、区が宣伝をして、そういう集客力も含めてブランド化をしていくことができれば、かつその一定額を区が負担するということを前提にした相殺方式としてとれば、事業者はいろんな提案をしてくるんじゃないか。

グラウンドの脇の、コの字の奥のところはちょっとしたドライエリアがあるんですよ。あれはどういうドライエリアかというのは、実際非常に気になっている。あのドライエリアをぐーっとグラウンドのほうへ広げていくと、極端に言うとサンクンガーデンみたいなグラウンドができて、すると地下なんだけども採光もできてというような使い方もできる。実はグラウンドは中庭だから表を歩いている人には全然そういうことはわからない。建物に入ってみたらそういう新しい部分があって。なにかを壊して高層が建つのではなくても、新しく整備をしていくということは、いろんな形でできる。そういうチャレンジブルな提案も含めてやろうと言うと、やはりお金をどれぐらい区が負担してより良いものを作ってもらおうかということにかかってくるんだろう。だから、文化性という話を本当に区が提案するかということ、それはプロポーザルの骨子ですよ。まずこれを守ってほしいという、旧元町小学校の文化的価値というのは区民の財産であり、守るべき価値だ、とまで言い切るかどうかは別にしても、そういう前提に立った時のあそこの利活用の仕方というのは、全然違うものが出てくるのではないかと。

#### 佐藤企画政策部長

先程から申し上げているように、決して100%保存あるいは100%なくすではないというところ。それから、当然崖地の整備もこの場合なんとかしなきゃいけないという課題があります。崖地の整備のお話をしたのは、この機会でないとな手が入れられないからで、ずっと宿題になってはいたんですけども。元町にきちんと手を入れる時にあわせて考えるしかないということで宿題になっていますので、この機会にきちんと崖の補修とあわせて考えられないかなというのを思

っています。

あと一定の負担については逆に、例えば学校の校舎部分だけ全部スケルトンにして、配管とか整備だけ新しくしたとして、平米に今の40万とか50万とか言われている単価を掛けても、何十億といったお金が算定されるという想定はしているんですね。その部分については、こういったご意見をいただく中で、実際どこまで手を入れるのが一番理想的なのかということ固めながら条件をつけていく。区がどこまで負担できるかというのはその時々々の財政状況にも大きく左右されますし、実際に後年度負担を考えなければいけませんので、プロポーザルの提案議題になるかなというのが一つと、あと区はお金を出さないと言っているわけではありませぬので。ただ一時的にどんと出ていくようなやり方ではなく、工夫できないかと申し上げています。

藤井委員

区は最初、お金は出さないっておっしゃったのではないか。

在塚委員

いや、でも1回目の会議の時も全然出さないわけじゃないとおっしゃいました。

佐藤企画政策部長

学校だけではなく、公園のほうの議論もしていただかなきゃいけないんですけど、公園だけでも相当経費が掛かります。それは、事業者には関係ない区の負担になってきます。ただ公園の整備をする際に事業者が決まっていれば、一体性を確保する整備、こちらはこういう整備をするからそちらはそういう形だとなかなかいいですねという判断もできるかと。その辺の費用の持ち合いみたいなのはとてもシビアなものになってくると思います。事業者としてはここまでは持ちますけどそれ以上は当然区が持つべきものですよ。その区が持つべきものですよというのを、いったん事業者に負担していただいて、家賃で相殺しますかといった時に、じゃあそれは10年分ですぬになるかもしれませんし、5年ですよねになるかもしれませんし。そこのところはこの場で心配していただくことではなくて、実際にどこにどう手を入れるかというところを考えていただかないと、次のステップにいかない。何十億掛かりますという結論が出てから、どのように行うかの心配をしたいんですけれども。

在塚委員

いろんなことが繋がってるので難しい。

佐藤企画政策部長

ええ、難しいんですけど。本当に先程のように地下を掘ってといたらとても経費が掛かります。

おそらくものすごく掛かります。

栗生委員

最初にいただいた資料で、さっき井内さんがご説明いただいた外壁の補修の話と配管の話と、それから擁壁補強の話というのは、だいたい18億ぐらいという計算が立つかな。

井内政策研究担当課長

そうですね。18億というのは、既存の今の3階建の校舎部分の外壁や、防水、配管、電気設備等の改修が中心です。それプラス擁壁整備と一体的な地下部分の整備にどのぐらい掛かるかというところですか。それは、事業者の提案内容によって、変わります。

栗生委員

事業者からすると、擁壁も自分のとこでやらされるのかみたいな話になってきちゃうと思うんですね。外壁にしても建物は区のものでしょ。それをお借りするわけだからきちとした形で貸してくださいよという話になるのが普通です。でも一時的に区が大金が出せないというので事業者の賃貸料の中で相殺していくという、そうした手法はあるかもしれないけど。やっぱり最初にある程度は、区がお金を出さないと、事業者には過剰な負担を強いることになります。

それから全体で、理想的な文化財としての見解みたいなものがあつたとして、区としてもやはりそれは一つの理想としてそれを目指しますと。けども、前回僕は松竹梅と言ったけど、すぐにはできませんよと。けどこれは一つの文京区の姿勢であり、目標であるということが分かっている、プロポーザルをするということが重要なので、プロポーザルに応募をする人も、区はそういう姿勢なんだ、これを大切にしているんだということを理解した上で、じゃあこういう形の提案が可能なんだ。こういう形で提案する必要があるのだと対応してきます。例えば、景観は大切にしましょう。歴史的なディテールも大切に使った形の提案をしてきます。さらに、お金ができるだけ掛からないやり方のほうがいろんな人が提案しやすいし、利用価値も出てくると思うので。そういう意味では、できるだけお金が最初は掛からないで、10年後にはこういうふうなステップアップを少しずつしてだんだん理想に近づけていくというやり方が現実的ではないかと思っています。

最初からものすごくお金を掛けちゃって、それに見合う事業者だけみたいな話になると、ちょっと。それから、たぶん30年という話はそこから出てくるんだろうと思うんですけども、他の事例を見ても30年はちょっと極端です。例えば2023年までを一区切りにするとか、そういうある種の方針みたいなものを積み重ねて、10年なら10年ぐらいが。30年というのは。区のほうも負担だろうし、事業者のほうもそんなに自分のところはやっていけるだろうかと。特に若い人たちなんかは、なかなかそういうものに対してアプローチできないという形になるのはちょっと

とどうかなと思います。

井内政策研究担当課長

30年というところには、こだわってないです。

佐藤企画政策部長

前回「例えば」で申し上げたところにずっと引っ張られてしまっているようですが、それぐらいもたせたいということと、賃借料とある程度相殺できれば理想的だと言っただけなんです。逆に、崖地の整備の部分などを、基本的に区がきちんと整備して事業者に、きれいにできましたから借りてください、家賃は相応にいただきますよという部分と、事業者が自分のために整備しなくちゃいけない部分、当然事業者がもつ部分ってありますよね。通常はそうなんですけれども、私たちがこういうことができるといいなと言ったのは、当然区がもつべき部分なんだけれども、毎月の家賃収入はなくていいから、一時的に支出しなければいけないお金を負担してもらって、そういったスキームが考えられる場所じゃないかなということで、前回もご説明させていただいたと思うんですね。

先程の18億の数字も、30年という期間もそうなんですけど、数字を言えばそこに縛られてしまって、そこはそれぐらい掛かるんだ、それぐらいの期間使うのが前提なんだ、となってしまうので、こちらとしてはあまりそういうところにこだわらず、区としては保全と有効活用をしたいんです、というところから始めていただきたいんですけれども。会議録のほうはそういった数字の部分について、今後のプロポーザル等に差し障りがあると判断した場合は、削除させていただければと。具体的に言いたいんですけども、言えなくなっちゃっても困りますので。そこは、後できちんと見ていただきますので。

中林座長

おっしゃりたいことはよくわかるんです。区が全部やって家賃は高いけど貸すんですということの覚悟と言うか、じゃあどれぐらいの費用でどんな整備をして、少々家賃は高くなるけど貸すんですとおっしゃっているのか。それを言わば民間側に逆に置き換えると、じゃあその時にどういう条件で民間のプロポーザルをとればいいのか。そのイメージがね、私にはわからないんですね。

だから30年という数字が本当に例えとしても、長期利用ってじゃあ具体的に何なんですかっていうことですよ。つまり30年後も使えるぐらいにきちんと整備をしたいということなのか。

佐藤企画政策部長

先程事務局からも説明したように、私共としてはこの機会にと思っています。通常の学校として

使っていれば全面改築の時期はとうに過ぎていきますので、本当に大幅に建て直さなきゃいけない建物なんです。ただそういった歴史性の部分にも配慮した上で、モルタルの全面塗り替えや中については相当手を入れないと、何かに使ってくださいとはできないかなと思っています。

鵜沼施設管理課長

まず、どういう順番でどれぐらいの金額でどうやってということ、実はまだ何も決まっていんですが、仮に5000平米としたら、本来区が整備するとすれば例えばの18億。じゃあそれを一銭も区が出さないですべて民間事業者にやってもらえたらいいなと思っているのかと言われれば、そうした事業者が簡単にいるとも思えないが、そういうこともなくはない。

栗生委員

つまり、これだけ費用が掛かります、これは区が出しますけれども今そんなに出せません、こちらで立て替えてください、毎月の家賃は結構ですからというお話でしょ。

鵜沼施設管理課長

いや、それさえもそうではなくて、それは今後、プロポーザルの要項ですとか、どういうスキームでプロポーザルをやっていくかという話になります。今この検討会でそこまできれいにフィックスしていただくことではないと思うんです。ただ一方で、どこをどう残してどこに価値があつてということは、やはりそこは触れていただいて、お導きいただきたいという気持ちもあります。18億はかかるのではとか、できればなるべく持ち出しが少なくという意向は、やり取りの中ではしてますけれども、それは提案以外の話というところもあります。何回も言っているように、ここまで区が出せば民活も使えて、価値があるから譲れないというところの大方が賄えるというものが一番いい活用案になっていくんだと思うんですね。

そういったプロポーザルをするためにまず、例えば文化財としてガチガチにフィックスしていただかないほうが間口が広がって、結果フィックスしたとしても対応できる提案が出て、ああこれならいけると言ったあとで、目鼻が立ってから文化財ということも。おっしゃっていただいていることは、当然必要なことだというふうに強く思っていますが、財政的なことを後先考えずにできるとは言えない。企画政策部長の立場に立つとそうかなと。ですからやりたくない言い訳をしているのではなく、やるにしてもそれなりの覚悟と予算的な裏付けが必要になる。例えば0か100か、合理主義的なリターンとバックだけで考えていくと、絶対残らない場所だと思うんですね。ロケーションがもうそうなんです。

藤井委員

私が一番心配しているのは、お金のこととかそういうことではなく、プロポーザルを実施した時

に応募がゼロにならないか、ということが一番怖くて。そうしたら区はもう持ちきれないということになりますよ。プロポーザルがゼロにならないためにどういう戦略が必要か、ということをご心配しているのです。

佐藤企画政策部長

例えば、崖も含めて触っていいですから何か提案してもらえませんか。結果としてそこまでは出なかったけれど、これぐらいだったらできますという提案も含めて、ゼロということはないと思うんです。ただそうした提案を受けた時にさてどうしようかと。その案だと区としてはどれぐらいの経費を用意しないといけないかを考えて、ひょっとしたらその時の財政状況ですぐにはできないということで、また送っちゃうかもしれませんし、なんとか捻出してここで始めましょうという判断をするかもしれませんけれども。これまでも、空いてるのであれば使いたいというところも含めて、手が挙がって、この間暫定利用で15年きましたので、条件をきちんと示せば、こちらが理想とする提案があるかどうかは別として、何らかの活用をしたいとか、こういう使い方がしたいという提案は出てくるんじゃないかなと思っています。ただそれに区がのれるかどうかというのは、その時の財政負担見合いも含め、公園の整備だけ先にやって学校のほうは少し待つとか、いろんな判断をしなければいけない可能性もゼロではないですけどね。まったくあがってこないということもないのではと思っているんですけどね。

中林座長

そうすると、東日本の復興と、東京オリンピック、パラリンピックの建築工事が終われば、出てくると思いますね。

佐藤企画政策部長

今、私どものスケジュール感でいくと、時期的にはちょうどそれが一段落つくぐらいにならないかと。ちょうどいいタイミングでこちらとしても投げ掛けられないかな、と思っはいるんですが。おっしゃる通りオリンピックの直前ぐらいまではものすごく単価が上がってくるので、私共もあまり大きなものには手が出せないというのがありますので。だからここで議論いただいて、来年度以降、条件等整えてというスケジュールの中では、ちょうどその辺のものすごい高騰が去ったあとにならないかなと思っています期待しているんですけどね。

中林座長

2020年の7月がオリンピックだから、2019年中にたぶん相当の建築工事が終わる。だから2020年には動き出して2023年にオープンすると。

鵜沼施設管理課長

ここから逆算すればそうなのかもしれないですけど。栗生先生もご専門でしょうが、2020年の大会に間に合わせるには建設のピークはたぶん19年か、18年。

そのための、設計期間をとっていくと、17年とか16年がたぶん発注のピーク。だとすると、今から検討して様々考えて、要項をまとめてプロポーザルをやったという、どうやっても一番のピークのところは回避できない。

その次の目標値として、再三委員長がおっしゃっている、2023年というのがありますが、当然目標を立てなければ、それさえも実現できなくなりますので。まったく立てないというつもりもないですが、それはそうならいいなという部分ですので、申し込みがなければ2023年でもできない。ただやってみなければ分からないところですよ。

その2023年にあわせたものを最初から提案してもらうと言うよりは、2023年に、できれば東京都に主催してもらいたいですけど、東京都が参加、もしくは都から活用を頼まれることもあるかもしれないので、その時に恥ずかしいような<sup>しつらえ</sup>設えにはできませんよねという条件を付して募集をかけていく。

栗生委員

だから、やっぱりプロポーザルの要項をきちっと整理しておかないと。応募した人がなんか思っていたものと全然違うじゃないかとならないように。

鵜沼施設管理課長

ですからその前に、プロポーザルの要項を作るための鍵のところの部分固める必要がある。文化財としてはたとえば2023年終わってから、登録文化財などを検討してもいい気がするんです。いつでも文化財を申請できるような準備ですとかそういったもの、建物にポテンシャルがあるということは、区も認めていて皆様のお知恵を借りているというのはもう当然ですし、プロポーザルの要項の時に最初を書くのもよいと思います。

栗生委員

条件として必要と思いますね。

鵜沼施設管理課長

ただちょっとあんまり書き過ぎるとですね、逆にそこまでガチガチだと誰も活用できない。で、じゃあその塩梅ってどこなんですかね、という部分だと思いますね。

佐藤企画政策部長

だから、目指しているところはたぶん同じなんです。私共としてもこのままでは持ちきれない  
と言うか、何も使うこともなく朽ちるに任せてしまうというようなことが出てきてしまうので。  
だから、どこでしたら活用できますかと、この会議体で聞いているのがそういった部分。区とし  
て価値を認めていないのかと言うと、歴史等も含めて認めているからこそ、この会議体を立ち上  
げさせていただいている。公園から見える一体性というのが、大事にする部分として今回も書か  
せていただいているところなんですけど、崖の整備であるとか避難所機能というところの充実を  
考えて、先程の事務局からの説明になっているという流れなんです。

だから、今回細かくどこをどうと言うよりは、本当に大きなところでもいいんですけどもね。  
外観の部分であったり、形状であったりを大事にして、この機会に公園との一体性は確保しよう  
というのは、前回からもずっとご意見が出ていますので、そのあたりはポイントとして私共もチ  
ェックはさせていただいているんです。今日は、地下空間の有効性が確認できるのであれば大い  
に活用すべきである、というところはお異論のないところかなと思っているんですけども。事  
務局としては、崖の安全性の確保についてはこの機会にぜひ、提案が出てくるかどうかは別とし  
ても、崖の整備も含めた活用策は提案していいよということで出せないかと。

中林座長

崖は公園の崖ですか。

佐藤企画政策部長

いや、旧元町小学校の方です。公園の崖は、逆に言うと、学校側の整備とあわせる形での整備を  
考えなきゃいけないと思っています。提案がどのように出てくるかというところによって、公園  
側の崖の<sup>しつらえ</sup>設えを考えられないかと。

中林座長

体育館の擁壁と言うか体育館がのっている崖ということで、崖を直しましょうということは、体  
育館もあわせて見直しますよということが前提になる。

佐藤企画政策部長

変わっていい部分として提案ができるかなんですよね。

中林座長

あれを壊して、擁壁をコンクリートで入れて、また戻して。

栗生委員

それは可能ですよ。

在塚委員

古い図面を見ると、体育館のやや北側に一つ門がありますね。あれ前はどうなってたんですか。昔の配置図を見ますと、体育館よりやや北のほうから入ってこう体育館に行くような門が書いてあって、ここは遊び場みたいに書いてあるんですよ。

佐藤企画政策部長

裏門のところですか。昔元町幼稚園だったところかと。その部分の遊び場という表記だと思います。

在塚委員

なるほど。あそこから入るには段差がずいぶんありますが、どうやって入るのですか。

佐藤企画政策部長

道路から登っていく階段とか石段がありますから。

在塚委員

ああ。段があって上がる、だから擁壁は途中で手が入ってるのかなと思ったのですが、もう一回よく見に行かないとよくわかりませんね。

佐藤企画政策部長

見え方というところでは、植栽もあるし、普通の目線で見ると、昔ながらの学校の外観が見えるところは大事にした提案を求めるのかなということで、事務局からは崖側の整備の説明をさせていただいたんですけどね。

中林座長

区のほうで避難所機能とおっしゃるんだけど、それは区有施設という前提でおっしゃっているのですか。

佐藤企画政策部長

あくまで区の財産として貸し付けますので。地域の人たちの避難所としては今でも指定はされているんですよ、お貸しはしていますけれども。だから、その部分は変わらず、地域の方たちに

は何かあった時にはということでご案内していく形になると思っています。

中林座長

日常使いというのは。

佐藤企画政策部長

基本的に日常使いをしている中で、そういった災害がきた時にはそこが避難所としての場所が変わるということですから、今でもその位置付けでお貸しはしているんですね。

栗生委員

土地も建物も区が所有している、それを定期で貸すという考え方ですよ。

佐藤企画政策部長

そうです。そうじゃないと売却になってしまうので。

栗生委員

借地権だけで、建物のほうは自由にしていいですよ、みたいな話になると困ります。やはり最初に、この価値を説明する、そして、とりあえずこの時期、緊急度の高いものはこれですと決めて、プロポーザルの時も、擁壁が緊急度が高いとすれば、これもなんとか触って、いい提案をしてくださいということですよ。ただ、その部分が事業者にとって利があるような提案であれば一番ベストなんですけど、そうでない場合はこれは文京区がお金を出すということを覚悟しておいたほうがいいし、しかもそれはちゃんと明言しておかないといけませんね。

佐藤企画政策部長

それは当然の前提ということですよ。

鵜沼施設管理課長

提案された案だけでなく、提案された事業者も選んでいきますので、例えば、コンペティションのように作品そのものを全部と言うより、たぶん絵は良くてもこんなスタンスの人に託せないというときはバツになるかと思います。選ばせていただく途中までのプロセスというのは当然大切ですけども、じゃあそこで選んだから、提案そのものに区がお墨付きを与えたんでしょと言われると、プロポーザルが成り立たなくなってしまう。

逆もあるんだと思うんです。例えば私が審査をする時に、ここはやめていただくことは可能なんですか、協議できるんですか、ということに対して、プレゼンでお話をいただく。そこで提案し

たものというのは、私たちが書く文章の中での要綱で読み取ったものになる、その読み取り方がこの検討会でご示唆いただいているものから逸脱している場合は、当然審査の中で補正して、こういうことに変えたとしても提案の主旨は守れますかというヒアリングをした上で選んでいくことになると思います。一回きりの提案で、やるのやらないのと言うことではなく。

栗生委員

特に今はすべてそうですね。それですべてが決まるわけではなくて、決まったあとも協議をして、必要な変更をお願いします。

鵜沼施設管理課長

まして、全部こちらが押し付けるようなことしか認めませんということになると、逆に質問されて区がそういうことを言っていると、1位の人でも交渉権が得られるだけなので、その時のやり取りで私たちでは、ちょっとできませんということもあり得る。

栗生委員

あり得ますよね。

在塚委員

今回のプロポーザルは、事業プラス改修のアイデア込みですね。

総合判断で選んで、具体的に進める際には相談しながらと、そういうことですね。

佐藤企画政策部長

その提案を求める時の前提条件としていろいろ固めて、例えば校舎の部分は外観は大事にしてと言った上で、モルタルは古くなっているのでその時に直してほしいというのは、先程もお話が出ましたよね。中はどこまでいいですよとか。

藤井委員

さっきスケルトンにするとおっしゃったが、それは決まっていらないんですね。

佐藤企画政策部長

言っているのは、例えばなので。例えばスケルトンにしていえば、向こうもそういう提案をしてくるでしょうし、この部分は触らないでください、ここは残したまま、あとは触っていいですよとか、いろんな言い方があると思います。そこをまとめるために、いろいろご意見をいただきたいんですね。

鵜沼施設管理課長

ですから、内装のどの部分に価値があるということを先に書くことが大事かなと思うんです。ただそれを事業者の条件にまで持っていくかどうかは、またその時なんだと思うんです。

在塚委員

大事ということを踏まえた提案をしてもらえばいいということですね。

鵜沼施設管理課長

じゃあ建具を取らせてくださいとなった時に、区がどういう提案ができるかなんです。それは捨てないでください、しかるべき時のためにとっておくので区で預からせてくださいでもいいですし、そのもの全部をとっておくわけにはいかないの、一部分を残して、最低でもスケッチを残して、もう一度同じものを作る記録はとっていただいて、今の目的のために使っていただくか。

栗生委員

だからそのために、これは文化的に価値があるということが頭にあって、途中で利活用する時にはこの部分はこういうふうに変えて使っていますけれども、出る時には元に戻しますという、そういう仕組みがきちんと理解されていればいいと思うんですね。

鵜沼施設管理課長

それはその方がいいと思います。ただ、やはりあまり最初から木建<sup>もくたて</sup>の一部まですべて残すとなるとなかなか提案が苦しくなるので。建具の議論もわかりますが、私たちも、やっぱり外観の価値ですとか、文化的な価値ですとか、それから社会的価値ですとか、そういった部分を5つぐらい指摘していますが、景観的な部分というのを少し入れていただいてもまだ膨らむのかなと。アンタッチャブルとして組み立てるかは別として、そういったものがあるからこそ、それをどの時点でどういう負担をして引き継いでいくかということの知恵の提案を求めていくという意味においては、なんら知恵を出す部分がないと提案してもらえないので、少し緩めるところと締めるところのメリハリをつけて提案を求めなければいけないかなということは、議論を聞いていて肝に銘じたところではあるんですけども。

藤井委員

ですから、おっしゃる設計条件の中に、絶対これは外せないもの、この程度は仕方ない、というレベルにしか設定できないと思います。全部保存というわけにはいかないから。だけど復原できるように、元の状態を部分的には必ず残しておく。完全に撤去して捨ててしまっ、形が戻せ

ればよい、というのではなく、本物を部分的に残しておく。窓の部材とか階段の手摺とか、必ず何ヶ所か残すとか。そうしないと元に戻らないので。建築基準法に合わせるだけでも相当な改造が必要ですね。

中林座長

何に使うかにもよるし。

藤井委員

なかなか大変ですね、部分的に確実に確保するというので。先程、例としてスケルトンの話をされましたけども、スカスカになるので。そうじゃない形で。

佐藤企画政策部長

全部ダメというのも全部いいというのものない中で、どこは残してということでご意見をいただければいいので。

中林座長

だいぶ分かってきた部分とまだ分からない部分と、私にはあるんですが。これまでの様々の経緯の中で、残してほしいという思いも区民の中にあって、それもただ単に残せというだけなのか、そこを何か別に使うことも含めて何か提案があるのか。それとも、投票所として使います、避難所として使いますという話は聞くんですが、そのほかに区としてその一部を何かの施設なりとして、区が専用するような空間というのはあるのかなのか。

佐藤企画政策部長

保育所機能は、立地も含めて場所もいいですし、引き続き求めたとしても手は挙げられてくるかなという予想はしています。区として求めてもいいと思っています。

中林座長

要するに、全部民間で使ってくれていいんです、なのか、これぐらいの区画は区として使う、区としてはこういう使い方をするのでそれを前提に考えてくださいという話があるのか、ないのか。でも、どこを残すかということは、全体の利活用にも関わってくるんだらうと。どれぐらい自由度があるのかということにも関わってくるんだらうと。

佐藤企画政策部長

そうですね。実は、病児病後児保育というのは、当初区では想定していなかったんです。あの時

は、やはりプロポーザルだったんですけれども、どうしても形状が学校の、教室形状がベースですから、事務所的なもの、あるいは研究であったり、学校であったりという提案が多かったのは事実なんですね。その中で、順天堂からは、保育所をつくる、事業所内保育として自分たちがやりたいというのがあって、じゃあそこに区民枠を作っていただけますかということで調整した。もう一つ順天堂から、自分のところは病院ですから、病児病後児保育もできますよという提案があったんです。教室の形状に手は入れますけれども、保育所と並べてできますよと言われたので、それはぜひお願いしますということで、その提案を受けて、それは区の事業としてお金を払って委託をしているんです。

ですからそういう意味では、こういう面積でここまで使ってよければ、区が望む事業も我々できますよという提案はあるかなというふうには思っています。前回、前々回のところで、いわゆる創業支援的な使い方、いろんなNPOの方であるとか起業家に貸せないかというご意見もいただいています。そういった使い方という提案も出てくる可能性はあるかなと。全部のスペースがそうした使い方ではとても大きなスペースになってしまいますから、一部はそういった形で活用を図ってほしいということをごちからから条件につけるなどにはできるとは思っています。あの4千何百平米を全部そのように区で使うというのは、考えてはいないんですが、この間からの会のご意見として、そういった使い方ということがあったものですから、区としても一つ検討する必要があるとは思っていますけれども。

中林座長

使う時にね、10年目、20年目、30年目と、社会はどんどん変わっていきますので、そういう子どもの扱いから、もっと高齢者の扱いをしなきゃいかんとか、いろいろ公共政策というのは動くんですよ。それに臨機応変に対応していこうと思うと、私は公共が空間をちゃんと持っていて、それで自分でやっていく、取り替えていくというような発想が一方にはあっていいのではないかなと思うんです。そういう使い方をしておくことというのが旧元町小学校の将来にとっては、非常に大きなある意味での担保性があるんじゃないかなという気がしている。だから、その辺の区としての取り組みがどれぐらいあるのかということ。それからその避難所と選挙投票。投票はいいんですけど、避難所としてどれぐらいの面積をとってほしいのかということも、これは30年間、40年間、長く使えるようにしておくということですから、民間事業者から言うとその空間は空間として確保したうえで使ってくださいよということになるのか、公共施設として使う空間としての担保をするのか。そんなことも、やっぱり事業者側から見ればだいぶその発想の原点が変わってくるんじゃないかなという気がするんですね。

もし、今の体育館のあの空間の広さを原則としてとってほしいということだと、そういう空間としての使い方を前提にいろんな発想はあると思うんですが。だからその辺の区側のイメージ、30年どういうふうにあれを残しながら使い続けるのか。残すためにPFIで民間にお金を出し

てもらってお貸ししてやっていくと、形として残っていればいいというだけではないのかなと私は思っているんですね。特に避難所とか投票所というふうになると、災害も選挙もいつ起きるかわからないですよ。という意味ではいつでも、いつ選挙になっても使えるような条件を整えておかなきゃいけないわけですから。あんまりフリーにする話でないんじゃないかなと。

佐藤企画政策部長

ただ選挙は、日がわかっているのと、準備も含めて2日程でやってしまいますので。本当にそれは通常の学校でも同じなんです。

在塚委員

でも、ここで何かを始めた方にとって、その時にその場所を空けるということはそう簡単でないのでは。

佐藤企画政策部長

当然そうです。それは区が使っていたとしても同じです。だからその場合、自分たちの提案としてはこういうことで使いますから、そうしたときにも支障がないですよというような提案になると思うんですね。

中林座長

おそらくそういう空間というのは、貸しホールじゃないですけど、いろんな形でお貸しする空間になると思うんですよ。それも1年前から予約が入っている状況でないとペイしないから、どんどん入れていくわけですよ。それでこの日選挙だから日曜日空けろって、日曜日だから使ってるのってというようなことも想定される。

佐藤企画政策部長

それは行政でも同じなんです。結局開票所だなんだと急に決まると、スポーツセンターみたいな大きなところでやりますので、先に借りている方たちにはおりにいただく。例えばホールにしても何にしても、こちらの都合でキャンセルをするような時というのは当然違約金の部分とかで処理していますので、そこは本当にそういった約束事を作っていくしかないんです。

井内政策研究担当課長

その前提として、やはりプロポーザルの条件の中には、将来選挙等で使う可能性がある、その面積がどのぐらいかというようなところについてはあらかじめ明らかにしたうえで、やはり要件、予測可能性と言いますか、そういうものを与えたうえでやらないといけないと思うんですね。そ

れで中林先生がおっしゃったように、防災というのもまさにそういうことで。普段使いとしては、例えば大きな体育館みたいな床を、貸しホールか何かで使っていてもいいのですが、もし災害が起きた際には、そのどのぐらいの面積を区がに使わせていただく、というところを条件として固めて。今どのぐらいの面積が必要ということは、防災の部門とは調整しています。プロポーザルの際には、このぐらいの面積は防災で使わせて下さいということを条件として提案いたします。その他の事業につきましては、今考えているのは、やはり病児病後児保育と保育園というのは現在需要もあるので、おそらくそれは求めていく可能性が高いということと、それ以外というところは、元町という地域が区の中のエリアとして見た時に区境のため、また、内部をどこまで変えられるかを考えると、区が整備を検討している社会福祉施設等には向かないか、という話もあります。

中林座長

要するに旧元町小の周辺は居住人口がないエリアにどんどんなってるんですよ。だから避難所というの、10年先、20年先は、実は帰宅困難者の収容所になる可能性もあるし、投票所って本当にいるのってことになるかもしれない。

佐藤企画政策部長

そういった長い契約をする時は、必ず何年はやってくださいみたいな条件をつけます。子どもの数がいずれ落ちてくるというのがわかってるとい時は、とりあえず10年は絶対という条件にして、その直前のところでもう一回協議をして続けていただくとかということの判断をする。そういったところは、長いスパンになればなるほどどこかの時点で協議をして見直しをする、何かその時に必要なものに転用するというようなお約束事を交わす必要が出てくる可能性はあります。だから保育園についても、先程申し上げたように、たまたま今は順天堂が事業所内保育として必要なのでやりますという前提に立っているというところから始まったお話ですので。

栗生委員

そうすると、このプロポーザル時点では一応それはゼロにして、ということなんですか。

佐藤企画政策部長

ただ保育所的な機能については引き続き求めることになる。最低でも10年は必ず、にして、そのあとの更新については1年、2年前に確認してお約束をするみたいなことになるのか、ちょっとそこまで細かいところはまだ。

栗生委員

例えば今の避難所だとか投票所に関しても、一応事業者さんにお貸しして、そこから区が必要に応じて、投票の時には使いますよと。そういう形ですよ。

佐藤企画政策部長

今の契約も、今までの契約もそうですね。そういった機能を持たせますから、その時はということでお約束をしています。

栗生委員

その時はと。だから例えば避難所になると、1年以上使ってということもあるのですか。

佐藤企画政策部長

いや、1年以上避難所で生活するというのは、通常の学校でも普通考えません。あくまで一時的なものとして。ですから学校の授業が再開するのがいつになるかみたいなのも含め、避難生活がどれ位になるか。その時の災害状況によりますけれどもね。もし1年も避難所を開設しなきゃいけないというのは、相当の、もうすべて、ありとあらゆるところが崩壊しているような状態、しかも、全員の区民の方が避難所に逃げてくるという想定ではありませんので。あくまで自宅のほうをまずきっちり災害に耐え得るようにしていただいて、というのを前提にしたうえで、それでも一定人数いるだろうという計算です。

栗生委員

その何日間は区が使うということですね。それは読み込んでおいてくださいよということですね。

佐藤企画政策部長

そうですね。大体契約した時は、こちら側の事情で何か変更してしまった時は当然何か弁済したり何なりというお約束を、これは長い短いに関わらずどんなパターンでもそうなんですけど、やりますので。プロポーザルの中では当然そういったお約束事は、区は責任持っていただけるんですよって逆に求められる部分があると思っていますから。

栗生委員

そういう意味では、毎年そういう協議は続けるということですよ。

佐藤企画政策部長

毎年毎年契約を見直すと言うより、必要に応じて協議するというものになります。長期の契約と

いうのは当然ありますので。定期借地なんかだと本当に50年というような話も聞きますから。

中林座長

この後の議論をどうするかなんですけれども。私自身が簡単に整理してみると、公園は基本的に区が持って区が整理する。なるべく保全ということで記念公園としての姿を回復する。ただ使い方としては現代にフィットした使い方を考えていく。いずれにしても、これは公共事業ベースで整備していく。それに付随して、今はもう分離されていますが、一体的利用も含めて学校をどうするかというのが最大の課題。そういう意味で学校は利活用で公園は保全ではなく、利活用という意味では公園も現代的利活用を図って、使える公園、区民が使う公園にしていけないといけない。

建物のほうですけど、A、B、C案で言うと、第一は基本的に今の建物の外観は残すということ的前提にリニューアルして、地下も含めて、今地下がない状態なんですけども、地下を含めて利活用する案。それからもう一つは、建物の一部をかなり大きく更新して、基本的に言うて建て替えですね、大部分は残すという案、もう一つは逆に建物の一部を残すけれども大部分を建て替えるんだということで提案してくださいという案、3つの考え方に落ち着かざるを得ないかなと思います。じゃあ壊していい一部はどこだとか、残す一部ってどこだという話は、やっぱりもう一度現地を見て確認しないと、どこか決めろと言われても決まりようがないし、本来的には先程の話のようにどこを残すべきかというのはそういう調査をきちっとやらないといけないのかもしれない。だから我々としてこのコーナーを残せとか、この階段を残せとかいうような形でどこまで具体的に言えるかというのはまだちょっとわからないので、もう一度見に行くのかなと思いつながり議論しました。そのような中でどういうふう考えていくか。地下空間を活用するというものをもう少し広げれば、グラウンドの地下も半分ぐらい使えるかもしれない。いわゆる地下、横穴を掘ってと言うよりも、露天掘りで掘って、屋根をかけてその屋上をまたグラウンドに戻すとか、外部空間にするという形なんでしょう。ルーブル博物館の前庭もそうなんですけど、地下を大々的に全部使っちゃって、でも地上にはピラミッドの明かり採りだけがある。旧元町小では今までのように表から見ているとグラウンド側の内部側の空間とを、ある意味では逆転した作り方をすることで、外のデザインというのは元を残すんですけど内側はかなり、建物は替えなくてもデザイン的にはかなり工夫することで、むしろ公園との一体性をより増した使い方にするといったことも考えうる。

公園は広がらないんだけど一体化することで公園空間が広がる。少し公園空間がグラウンドまで入り込むようなですね。そういう空間も含めていろいろ工夫してもらって、建物は基本的に残しましょうという形もある。そういう3つの案ぐらいがあるとして、それをプロポーザルの条件として整理するとしたらどういう条件整理になるのかということですよ。

もっと極端に言うと、先程のお話じゃないんですけど、A案、B案、C案、それぞれのプロポー

ザルがあってもいいわけですよ。

在塚委員

そこはある程度フリーなね、アイデアで。

佐藤企画政策部長

提案を比べるというのはいりかもしれません。

栗生委員

テレビでなんでも鑑定団とかあるじゃないですか。あれを見てるとね、やっぱり昔できたものでも後世に変な形で手を加えると価値が激減するじゃないですか。だから今この文化的価値は何かという定めはすごく重要だという話に戻りますけど、それがまずあって、どこに手を付けると価値が落ちるのか、どこに手を付けると価値が逆に上がるのか。先程中林先生が言われたルーブルのガラスのピラミッドの例ですが、あれは価値が上がったんですよ。あのよう景観をあまり変えずに地下を使って利用面積を増やす。そのことによって2023年にあそこが注目される、つまりみんながあそこに行ってみたくなるような仕掛けとして地下をやるというのは大賛成ですよ。

井内政策研究担当課長

地下がどのぐらい使えるかという調査は、調査会社みたいなところに発注すれば調べられるものですか。

栗生委員

できるんじゃないですか。まず防空壕はどんなふうになってるかって。

鵜沼施設管理課長

物理的にどういう状態にあるだとか、何平米だとか、これはできます。ただ、出所がどうかだとか現行の法規に合わせるとどこまで使っていいとか…これはもう、もはや調査と言うよりは設計になってしまうので。プロポーザルでこのぐらいの場所が今ありますよ、というところのデータとしての調査はそんなに難しくない。ただそれをきちんと位置付けてどう活用してって、これはもう調査ではなくて設計になってしまうので、それはもうある意味プロポーザルに振るほうが適正な内容なのかもしれないですけど。こちらではわかりませんが、提案してくださいということはできないので。その部分を提案の場所としてエントリーするのであれば、データがないので、データを揃えた上で提案を募らないと、何の提案をしていいかがわからないと思います。

中林座長

それとやっぱり地下を見せる内覧みたいな、それをやらないと。

佐藤企画政策部長

たぶんプロポーザルの時は、現場を見せなきゃいけないと思います。ここは触っちゃダメ、ここまでですよとか、ここはいいけどそういうのじゃダメとかいうのを説明して、期間をとって提案させなきゃいけないと思います。ですからおっしゃる通り、見学会は必要かと。

中林座長

さっきおっしゃった地下の面積とか高さだとか、その空間のボリューム感ですかね、それだけは調べておかないと。潜ってライトを点けて測るということで、何が出てくるかは知らないが、それはやっぱりやらなきゃいけないでしょうね。

藤井委員

栗生先生がおっしゃったけども、なんらかの手を入れてより魅力的にする方策は、ヨーロッパの建物は躯体の寿命が長いので用途変更を継続しています。日本の場合にはその伝統があまりないので、今回は先駆的な仕事だと思うんですよ。一部屋単位でとかでなく、もう全体の問題として捉えて、うまくいけば、すばらしく注目される仕事になると思う。建築家にとってもすごいだろうみたいな感じ、そういうハッピーな結末になるといいんですけどね。

栗生委員

復興ミュージアムとか震災ミュージアムという事例はたくさんあるんですか。

中林座長

そんなにたくさんはないと思うんですけど。

在塚委員

関東大震災のは横網慰霊堂、あそこにありますよね。

鵜沼施設管理課長

ミュージアムと言うよりは鎮魂プラス展示ですね。

中林座長

横網町にあるのはメインは慰霊堂で、あれは実は行方不明者4万人の方の慰霊なんですよ。それ

を祀っているんです。

栗生委員

何かそういう拠点になるといいなと思いますね。

中林座長

私もそういうことなんだけど、それはやっぱり民のやることではないですよ。公がやるべきことなんですよ。

佐藤企画政策部長

そういった慰霊堂を区として作る予定はありませんが、復興記念というか、そういったことに使えるといいんじゃないかというご意見が出たということは、記録で留めさせていただきます。

鵜沼施設管理課長

今の時点で作るって言ったら、これはじゃあどこで発言して誰が意思決定してということになるので。

中林座長

もう一つ、今のブームと言うかムーブメントから言うと、東京には世界最大の、ある意味では近代社会の中で災害を復興した都市なんですよ。戦災復興はうまくいっていないんだけど。そういう意味では世界遺産になると。隅田川の復興橋を含めて、聖橋も含めて、旧元町小学校も含めて。それこそ3千ヘクタールを超える市街地が燃えて、10万人犠牲になって、それを復興した証と言うのかな。で100年使い続けてる、150年使い続ける。そういう意味では今日のニュースか昨日のニュースで長崎のキリスト教の教会群を次の世界遺産に、という話があったんだけど、復興都市としての遺構の登録なんていうのは、そこはもう文京区だけじゃなくて国の問題にもなりますけど、やっぱりそれぐらい価値があるんだということは思うんですよ。

佐藤企画政策部長

何にしても学校だけではなくて、公園についてもご意見をまとめておきたいんですよ。遊具等もただおいてあるだけで実際子どもたちが使えないというのもありますので。じゃあこの機会に、似たような形のものでもう少し遊べる空間のところにおこうとかですね、そういったご意見もいただかなきゃいけないので。

中林座長

もう一度現地を見たほうが良いと思う。

佐藤企画政策部長

そういった目線でもう一度、今日も案としてはだいたい3つのやり方しかないんじゃないというご意見も出ましたが、その目線でまた確認をしていただくということで。

井内政策研究担当課長

一応見学1時間で、その後またこちらに戻って来て1時間程度、今見たところでこういったところは大事に残していきたい、こういったところは手を加えても良いというところのお話ができればと考えています。

中林座長

現地、元町に集まって見て、ここへ戻って来て。

井内政策研究担当課長

調整をさせていただいて、もし全員参加がなかなか難しければ、またご相談させていただきたいと思っております。

佐藤企画政策部長

日程は改めてご案内します。

中林座長

どうもありがとうございました。次回は現場を見ながら考えてみましょう、ということです。公園もついでに見るんですかね。

井内政策研究担当課長

公園もあわせて見学を考えています。

中林座長

地下について調べておいてください。我々もこの間はちょっと覗いただけだけど。場合によっては階段、梯子階段降りてみるかどうか。

井内政策研究担当課長

そうですね。もし何かこういうところが見たいとか、こういう視点というのがありましたら、お知らせください。

中林座長

あと、私はやっぱり区のほうがもう少しはっきりしてほしいなと思っているところは、相手に利用権を全部与えて、そこから区が借りるというやり方もあるけれども、ここだけはむしろ区が占有権を持っていて、だけど日常運営はお任せします。しかしこういう時は必ず区で使いますから、そういう前提でマネジメントだけやってください、という別途契約で展開することもあるんじゃないかなと思います。

佐藤企画政策部長

それはあると思いますね。

中林座長

ちょっと区の状況が分からないんだけど、若干やはり気を付けておかなきゃいけないところはあるかなと思っています。区民からのいろんな公共施設なり公的なものへの要望には気を配っておかないといけない。「あれ、結局旧元町小学校は民間施設なの？」というふうにとられないことも含めて。

井内政策研究担当課長

分かりました。

中林座長

ということで、ご検討をしていただいて、ご示唆いただければと思います。ありがとうございました。

#### ※今後の予定

次回日程 ※見学及び検討で3時間程度、以下の2案の予定のうち後日調整のうえ連絡する。

① 12月15日（月） 9時～12時

② 12月16日（火） 午後